

# 配合飼料価格高騰緊急特別対策のご案内

～飼料価格高騰に直面する畜産農家の皆様を支援します～

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため  
生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者  
に対して、飼料価格上昇分の一部を補填します。

## 補填金の趣旨と単価



令和4年度第3四半期の緊急対策を拡大し、第4四半期  
(令和5年1-3月期)も補填金を交付します。

【補填単価: **8,500円/トン**】

(配合飼料価格安定制度に加入している方が対象です。)



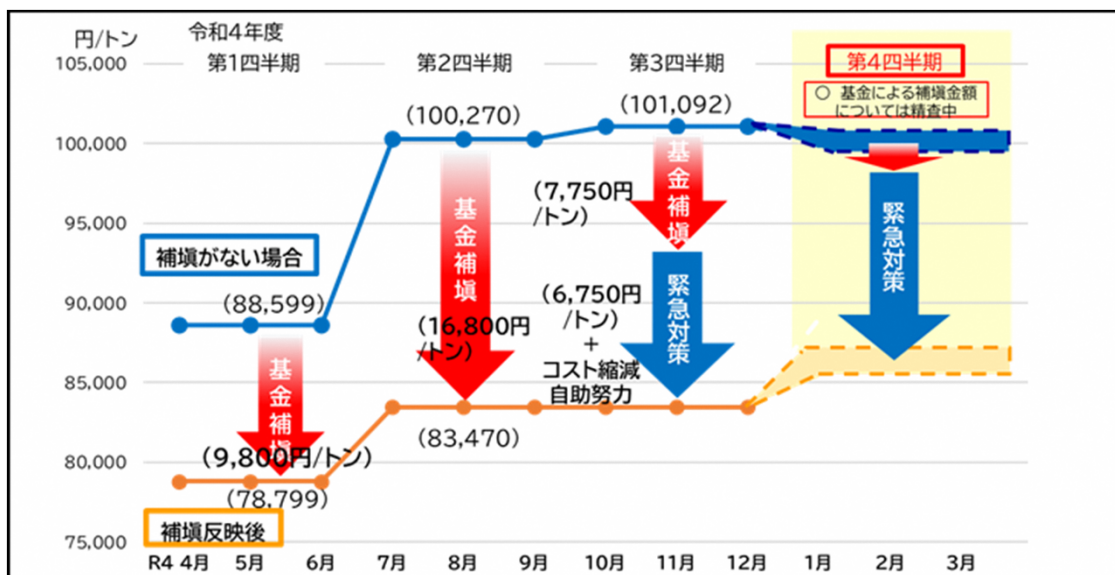
## 申請に必要なもの

第3四半期の事業に参加された方は、申請書のみ(取組  
確認表は不要)です。

新規に申請される場合、申請書のほか、生産コスト削減や飼料自給率向上に向けた計画書  
(取組確認表)が必要です。

## 支援のイメージ

配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、令和  
4年度第3四半期(令和4年10-12月期)の緊急対策を拡大し、配合飼料価格安  
定制度による補填金とは別に、令和4年度第4四半期(令和5年1-3月期)にも、  
生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付します。



# 申請書の記載(1枚目)

別紙様式第1号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書  
兼補填金交付申請書

令和 年 月 日

(窓口団体)  
(代表者氏名)

殿

住 所  
法 人 名  
氏名又は法人の代表者名

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に参加したいので、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要領第7の2の(1)の規定に基づき、申請します。

また、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金(令和4年度第4四半期(令和5年1月から3月))の交付対象となった場合は、下記のとおり、補填金の交付を併せて申請します。

なお、補填金の振込先の金融機関の口座は、配合飼料価格差補填金の振込先と同様であることを申し添えます。

記

○補填金額(令和4年度第4四半期(令和5年1月から3月))

配合飼料価格差補填基本契約に基づく配合飼料価格差補填数量契約の令和4年度第4四半期(令和5年1月から3月)の配合飼料契約数量

又は

同四半期における配合飼料の購入数量

のいずれか少ない数量  
×8,500円/トン

申請日を記入してください

加入されている基金団体について記入してください。印鑑は不要です。

該当する情報を記入してください。法人名と代表者名が同一の場合は、氏名又は法人の代表者名は省略可能です。

# 申請書の記載(2枚目)

○ 要件の確認

本事業の申請に当たっては、以下のア及びイの①又は②を要件としていますので、各要件に同意される場合には、ア及びイの①又は②のいずれかの右欄の□にレを記入してください。

ア 情報(個人情報含む)の利用について

配合飼料価格安定制度における交付対象数量等並びに令和4年度第3四半期(令和4年10月から12月)及び第4四半期(令和5年1月から3月)の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業(以下「両事業」という。)に係る情報(個人情報を含む)について、農林水産省、振興機構、安定機構及び全国基金(又は全国基金が認める団体)が、両事業の執行のために必要な範囲で利用することに同意する。

上記アについて同意する



イ 生産コストの削減等の取組について

① 令和4年度第3四半期の国の特別対策の交付の対象となった者

令和4年度第3四半期(令和4年10月から12月)の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業で申請した生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組を令和5年度までに取り組み、少なくとも令和5年度末まで継続する。既に着手している取組をもって申請した場合には、少なくとも令和5年度末まで継続する。

(こちらに該当する方は、次のページ以降の、生産コストの削減及び飼料自給率の向上のため取組確認表の提出は不要です。)

上記イの①について同意する



第3四半期からの継続で事業に参加される方は、記載事項をご確認の上、同意された場合に、該当欄にチェックを入れてください。

(本事業の交付には、両欄にチェックを入れていただくことが必要です。)

## 新規申請の方へ

第3四半期の事業に参加しておらず、**第4四半期から本事業に申請される方は、申請書の他に、生産コスト削減や飼料自給率向上に向けた計画書(取組確認表)が必要です。**

### 記載例

② 令和4年度第4四半期から申請する者

生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組は、令和5年度に取り組み、少なくとも令和5年度末まで継続する。既に着手している取組をもって申請する場合には、少なくとも令和5年度末まで継続する。

(こちらに該当する方は、次のページ以降の、生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組確認表を提出してください。)

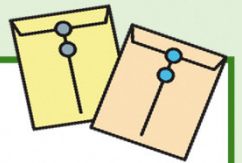
上記イの②について同意する

アの右欄の□に✓を記入してください。



コスト削減等に向けた計画書  
(取組確認表)

## 申請方法



4月以降配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や基金協会に申請・お問い合わせください。

## スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年3月下旬  
～令和5年4月上旬

取組主体等に対する事業説明会

→ 順次生産者への情報連絡

→ 次第、生産者からの申請

令和5年4月下旬

対象数量(令和4年度第4四半期の配合飼料購入量)が確定

令和5年5月下旬～

生産者への補填金の交付

問 い	答 え
① 新たにコスト削減等の取組を行う必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3四半期の事業に参加されていた方は、新たに取組みを追加していただく必要はありません。</li> <li>・新たに参加される方は、生産コストの削減や飼料自給率の向上に係る計画(取組確認表)を作成していただきます。</li> </ul>
② 要件について、変更はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補填金の対象となるための要件は<b>変更ありません</b>。</li> </ul>
③ 補填金が交付されるのはいつになりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月末以降順次交付する予定としています。</li> </ul>
④ いつ補填金の申請をしたらいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配合飼料価格安定制度の基金団体の定める時期(令和5年4月下旬～5月上旬)までに、配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や基金協会に申請してください。</li> </ul>
⑤ 交付対象となる配合飼料の数量とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象は、令和4年度第4四半期(令和5年1-3月期)の配合飼料購入数量です。</li> <li>・ただし、実際の購入数量が配合飼料価格安定制度の価格差補填の契約数量を上回る場合には、当該契約数量が上限となります。</li> </ul>

## お問い合わせ先

### ●申請方法に関するお問い合わせ先

配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や配合飼料基金協会にお問い合わせください。

### ●配合飼料価格高騰緊急特別対策に関するお問い合わせ先

農林水産省畜産局飼料課 (03-6744-7192)